



川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号) ……………	1597	◇川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(第15号) ……………	1606
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) ……………	1597	◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第16号) ……………	1607
◇川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第3号) ……………	1598	◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第17号) ……………	1607
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第4号) ……………	1598	◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第18号) ……………	1611
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号) ……………	1598	◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第19号) ……………	1613
◇川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第6号) ……………	1600	◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第20号) ……………	1614
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第7号) ……………	1600	◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第21号) ……………	1616
◇川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(第8号) ……………	1601	◇川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第22号) ……………	1619
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第9号) ……………	1601	◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第23号) ……………	1621
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第10号) ……………	1602	◇川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第24号) ……………	1622
◇川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(第11号) ……………	1603	◇川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号) ……………	1623
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第12号) ……………	1604	◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号) ……………	1625
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第13号) ……………	1604	◇川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第27号) ……………	1626
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第14号) ……………	1605		

◇川崎市指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例(第28 号) ……………	1629	(第39号) ……………	1668
◇川崎市指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例 (第29号) ……………	1635	◇川崎市市税条例の一部を改正する条 例(第40号) ……………	1669
◇川崎市指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営の基準等に関する条例 等の一部を改正する条例(第30号) ……………	1642	規 則	
◇川崎市指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例(第31号) ……………	1644	◇川崎市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例施行規則の一部を改正する 規則(第13号) ……………	1669
◇川崎市介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営の基準に関す る条例の一部を改正する条例(第32 号) ……………	1647	◇川崎市公害防止等生活環境の保全に 関する条例施行規則の一部を改正す る規則(第14号) ……………	1669
◇川崎市指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例(第33号) ……………	1650	◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改 正する規則(第15号) ……………	1673
◇川崎市介護医療院の人員、施設及び 設備並びに運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例(第34号) ……………	1653	◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を 改正する規則(第16号) ……………	1675
◇川崎市指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法の基準等 に関する条例の一部を改正する条例 (第35号) ……………	1655	◇川崎市規則で定める申請書等の押印 及び署名の特例に関する規則(第17 号) ……………	1675
◇川崎市指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法の基準等に関する条例の 一部を改正する条例(第36号) ……………	1662	◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正 する規則(第18号) ……………	1676
◇川崎市指定介護予防支援等の事業の 人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法の基準等に関する条例 の一部を改正する条例(第37号) ……………	1665	◇川崎市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関 する条例施行規則の一部を改正する 規則(第19号) ……………	1687
◇川崎市軽費老人ホームの設備及び運 営の基準に関する条例の一部を改正 する条例(第38号) ……………	1667	◇川崎市職員の職名等に関する規則の 一部を改正する規則(第20号) ……………	1687
◇新型コロナウイルス感染症の感染の 拡大を防止するための川崎市国民健 康保険に係る保険給付の臨時特例に 関する条例の一部を改正する条例		◇川崎市議会の議員その他非常勤の職 員の公務災害補償等に関する条例施 行規則等の一部を改正する規則(第 21号) ……………	1687
		◇川崎市基金条例施行規則の一部を改 正する規則(第22号) ……………	1688
		◇川崎市予算及び決算規則の一部を改 正する規則(第23号) ……………	1688
		◇川崎市契約規則の一部を改正する規 則(第24号) ……………	1688
		◇川崎市市税条例施行規則の一部を改 正する規則(第25号) ……………	1690
		◇川崎市地方卸売市場業務条例施行規 則の一部を改正する規則(第26号) ……………	1692
		◇川崎市環境基本条例施行規則の一部 を改正する規則(第27号) ……………	1692
		◇川崎市血液対策センター条例施行規 則の一部を改正する規則(第28号) ……………	1692
		◇かわさき総合ケアセンター条例施行 規則を廃止する規則(第29号) ……………	1693
		◇川崎市心身障害者扶養共済条例施行 規則の一部を改正する規則(第30号) ……………	1693

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第40号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第63条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第15項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22項第3号中「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第20項第1号中「予防接種法第5条第1項の予防接種の実施」を「予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種法第5条第1項又は第6条第1項(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)若しくは第3項の予防接種に関する記録」に改め、同項第2号及び第3号中「予防接種法第5条第1項の予防接種の実施」を「予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種に関する記録」に改め、同条第29項に次の6号を加える。

(6) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定に関する事務当該施設等利用給付認定

に係る同法第30条の4第1項各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務前号に掲げる情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の7の届出に係る事実についての審査に関する事務第6号に掲げる情報

(9) 子ども・子育て支援法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更に関する事務第6号に掲げる情報

(10) 子ども・子育て支援法第30条の8第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務第6号に掲げる情報

(11) 子ども・子育て支援法第30条の9第1項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務第6号に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

目次中「解体等作業」を「解体等工事」に改める。

第5章第6節の節名を次のように改める。

第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止

第62条の2から第62条の7までを次のように改める。

第62条の2から第62条の6まで 削除

(事前調査結果の届出を要する特定工事)

第62条の7 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。

(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事

(2) 石綿を含有する仕上塗材(以下「石綿含有仕上塗材」という。)及び石綿を含有する成形板その他の建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。)が使用さ

れている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事

第62条の8中「第67条の2第3項又は第4項」を「第67条の2第1項又は第2項」に改める。

第62条の9中第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第67条の3第2項」を「第67条の3」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同項を同条とする。

第62条の10を次のように改める。

第62条の10 削除

第62条の11の見出し中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条中「石綿排出等作業は」を「特定粉じん排出等作業は」に、「石綿含有建築材料（石綿含有成形板に限る。）」を「特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。）」に改め、「解体の作業を伴う建設工事に係る」を削り、「当該石綿含有成形板」を「当該特定建築材料」に改める。

第62条の12第2項第2号中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第62条の13中「石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）」を「特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。）」に、「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第62条の18の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

別表第13中

「
第二種中高層住居専用地域
」

を

「
第二種中高層住居専用地域
田園住居地域
」

に改め、同表備考第1項中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を、「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加える。

別表第14中

「
第二種中高層住居専用地域
」

を

「
第二種中高層住居専用地域
田園住居地域
」

に改め、同表備考第1項中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を、「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加える。

第2号様式（1面）中

「

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域
<input type="checkbox"/> 商業地域	<input type="checkbox"/> 準工業地域
<input type="checkbox"/> 工業地域	<input type="checkbox"/> 工業専用地域
<input type="checkbox"/> その他の地域	

」

を

「

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 田園住居地域
<input type="checkbox"/> 近隣商業地域	<input type="checkbox"/> 商業地域
<input type="checkbox"/> 準工業地域	<input type="checkbox"/> 工業地域
<input type="checkbox"/> 工業専用地域	<input type="checkbox"/> その他の地域

」

に改める。

第25号様式の2を次のように改める。

第25号様式の2

事前調査結果届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の2第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の名称			
特定工事の場所			
特定工事の期間	年 月 日～ 年 月 日		
特定工事の対象床面積	m ²		
事前調査実施日	年 月 日～ 年 月 日		
特定建築材料の種類及び使用面積	<input type="checkbox"/> 吹付け石綿		_____m ²
	<input type="checkbox"/> 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材		_____m ²
			合計_____m ²
	<input type="checkbox"/> 石綿含有仕上塗材		_____m ²
	<input type="checkbox"/> 石綿含有成形板等		_____m ²
	(詳細は付表のとおり)		合計_____m ²
建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物	構造・階数	
		建築年月日	
	<input type="checkbox"/> その他工作物		
注文者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称		
	電話番号		
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	氏名		
	電話番号		
他の者に事前調査を委託した場合は、その者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称		
	電話番号		
連絡先	担当部署		
	担当者氏名		
	電話番号		

備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記載してください。

2 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができます。

付表

	使用箇所	建材の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法	
				大気汚染防止法施行規則第16条の5	
吹付け石綿				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿を含有する断熱材、 保温材及び耐火被覆材				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿含有仕上塗材				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				
石綿含有成形板等				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
				<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし
				<input type="checkbox"/> 設計図書等	<input type="checkbox"/> 目視
			<input type="checkbox"/> 分析	<input type="checkbox"/> みなし	
	合計				

- 備考 1 特定工事の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入してください。
- 2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に表記されているものとします。

第25号様式の3中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に改め、同様式別紙中「石綿含有成形板」を「石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等」に改め、同様式別紙備考第2項中「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の10第1号」を「大気汚染防止法施行規則別表第7の3の項及び4の項」に改める。

第25号様式の4中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第25号様式の5中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第25号様式の6中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業の」を「特定粉じん排出等作業の」に改める。

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第62条の2から第62条の8までを次のように改める。

第62条の2から第62条の8まで 削除

第62条の9を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第67条の3に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。

(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事

(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事

第62条の11中「、特定建築材料」を「、大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）」に改める。

様式目次中「事前調査結果届出書」を「削除」に改め、「第62条の8」を削る。

第25号様式の2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第13、別表第14及び第2号様式の改正規定並びに附則第3項（第1条の規定による改正前の規則第2号様式に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行

する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の規則第62条の7、第62条の9、第62条の11から第62条の13まで、第62条の18及び第25号様式の2から第25号様式の6までの規定は、この規則の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（令和3年川崎市条例第9号）第1条の規定による改正前の川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第67条の2第3項又は第4項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第15号

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

川崎市旅館業法施行細則（昭和47年川崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項ただし書中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項の表3の項から6の項までを次のように改める。